

## 市町村共通経費負担金に関する要望

埼玉県後期高齢者医療広域連合の市町村共通経費負担金均等割分については、本県において、現在10%とされておりますが、数十万人を超える大きな市と1万人未満の小さな町村が、この部分では同じ負担を課せられており、このことは、小さな町村ほど重い負担を強いられ、きわめて不平等であります。

独立した医療制度に係る経費負担は、役職員・議員の給与・報酬や事務所費・運営費など軽くなく、今後も増え続けることが予想され、負担も拡大していきます。

「小さな町村でも事務費はかかるのだから均等割は当然」という考え方がありますが、この制度のように自治体が共同して広域連合を組織し、事業を進めるようなときには、まさに「共同の精神」からいっても悪しき慣例になっているこの均等割は、本来、なきものであります。

つきましては、市町村共通経費負担金の均等割について、早急に廃止されますよう要望いたします。

平成21年1月8日

埼玉県後期高齢者医療広域連合  
連合長 須田健治 様

埼玉県町村会長  
小沢信義